お客様各位

香港上海銀行東京支店

海外送金の送金目的等の確認について

ご高承のとおり、国連安全保障理事会決議第 2231 号に基づく閣議了解により、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）による、イランの核活動等に関連する資金移転防止の措置が講じられています。　また、北朝鮮及び今般のウクライナ情勢に関し、国際平和のための国際的努力への寄与する目的のため、ロシア・ベラルーシに対しても貿易取引やそれに係る支払等の禁止といった規制措置が講じられています（外為法に基づくこれらの措置の対象となる取引を、以下「規制対象取引」といいます。）。

これらの外為法に基づく経済制裁・規制措置に伴い、弊行を含む全ての銀行は、お客様が行う海外送金が「規制対象取引」に係るものではないこと確認する義務があります（外為法第 17 条に基づく確認義務）。　つきましては、お客様におかれましては、弊行に海外送金をご依頼いただく際には、当該支払が規制対象取引に該当しないことをご確認いただき、その旨をご申告いただきますようお願い致します。

※下記は 2023 年 9 月 30 日時点での主な規制対象取引の概要です。　最新の規制対象取引は財務省のホームページ（経済制裁措置及び許可手続、ウクライナ関連情報など）をご参照ください。

① 「イランの核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動」に寄与する目的で行う支払ではないこと
② 「北朝鮮の核、弾道ミサイル又はその他の大量破壊兵器関連の計画や活動」，「イランによる投資を禁止する核技術等に関連する業務」に寄与する目的で行う支払ではないこと
③ 北朝鮮に住所等を有する個人・法人等（その外国にある支店を含む。）及びこれらのものに実質的に支配されている法人等（その外国にある支店等を含む。）（**注 1**）に対する支払ではないこと

（注１）「実質的に支配されている」とは例えば、発行済株式総数の過半数以上を保有されている場合や役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合が該当します。お客様の知りうる限りのご確認をお願い致します。

④ 送金目的が輸入代金決済又は仲介貿易決済の場合は、当該支払において物品の原産地、船積地又は仕向地が北朝鮮ではないこと
⑤ 資産凍結等措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体若しくはこれら指定団体（ロシア中央銀行を除く。）の株式の総数等の 50％以上を直接に保有されている団体、又はクリミア「併合」若しくはウクライナ東部不安定化の関係者への支払ではないこと
⑥ ロシア政府等が発行した証券の取得・譲渡、ロシア政府等やロシアの特定銀行による本邦における証券の発行・募集、又は上記発行・募集のための労務・便益提供に係る支払ではないこと

⑦ ロシア・ベラルーシ向け特定品目の輸出、ロシア・ベラルーシ特定団体への輸出、「ドネツク人民共和国」（自称）若しくは「ルハンスク人民共和国」（自称）との輸出入、又はロシアからの一部品目の輸入に係る支払ではないこと
⑧ ロシア・ベラルーシ向け特定品目の技術提供、ロシア・ベラルーシ特定団体への技術提供、又はロシア向け特定サービスの提供に係る支払ではないこと
⑨ ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資、又はロシア法人等により外国において行われる事業に係る対外直接投資に係る支払ではないこと
⑩ 「上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油等の輸入及びロシアから第三国への仲介貿易取引」に係る支払ではないこと
⑪ 「上限価格を超えるロシア産原油等の購入等に関連して、本邦の居住者が非居住者に対し行う取引又は海運サービス、通関サービス、金融サービス、または保険サービスの提供 」に係る支払・受取ではないこと
（⑩及び⑪の留意点：上限価格を超えないロシア産原油等の輸入・購入に係る送金についても、上限価格を超えない価格であることを確認するための資料等のご提出をお願いする場合があります。）
⑫ ロシア向けに建築サービス又はエンジニアリング・サービスを提供する取引に係る支払等に該当しないこと

（ご申告方法：HSBCnet やホスト接続等の電子的な手段をご利用の場合）当該支払が規制対象取引に該当しない旨をご確認いただきましたら、HSBCnet の送金作成画面の「当局報告書」欄または（ファイルアップロード・ホスト接続等の場合）送金ファイルの相当する欄に、（i）送金目的及び（ii）「NRT」である旨を必ずご入力いただくようお願い申し上げます。 NRT は Non Restricted Transaction（規制対象取引ではないこと）を表します。

（ご申告方法：送金依頼書をご利用の場合）当該支払が規制対象取引に該当しない旨をご確認いただきましたら、（i）送金目的等を必ずご記入いただき、更に（ii）「外為法規制対象取引に該当しない」旨を送金目的欄に補記していただくようお願い申し上げます。

いずれの場合も、海外送金に関係する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合があります。　また、規制対象取引に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りせざるをえないことがありますので、あらかじめご了承いただきますようお願いします。

その他ご質問等ございましたら、弊行のお客様担当者までご連絡ください。
お客様の格別のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

海外送金に関する重要なご連絡 – 「外国為替及び外国貿易法」にもとづく支払等規制について

前頁にありますように、当行は「外国為替及び外国貿易法」にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第 17 条の規定により、お客さまのご送金取引が、「貿易に関する支払規制」、

「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。　お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
ご依頼いただくすべての外国送金につきまして、お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないことをご確認・ご申告いただきますが、ご申告のないお取引は承ることができません。 規制関連取引の詳細は、財務省のホームページをご参照ください。
また、お客さまが行う特定の国・地域宛及び商品に関連するの送金のうち、当行がより慎重な判断が必要と判断した取引については受け付けを停止し、お客様からお取引に関係する資料をご提示・ご提出いただき、当該お取引の詳細な確認を行った上で送金可否を判断することと致します。
尚、お取引内容によっては、ご希望の送金先口座への送金を承ることができない場合があります。

1） 商品が以下の 16 品目のいずれかに該当する場合
①まつたけ (Matsutake mushroom)、②しじみ (Basket clam)、③ずわいがに (Show Crab)、④けがに (Horsehair Crab)、⑤赤貝 (Arch Shell)、⑥えび (Prawn / Shrimp)、⑦うに (Sea Urchin)、⑧うにの調製品 (Sea Urchin Product)、⑨なまこの調製品 (Sea Cucumber / Beche-de-mer Product)、⑩ひらめ (Flatfish)、⑪かれい(Flounder)、⑫たこ (Octopus)、⑬はまぐり (Common Orient Clam)、⑭あわび (Abalone)、⑮あさり (Clam)、⑯さるとりいばらの葉 (Smilax China)

2） 船積地又は仕向地、受取人又は相手銀行の名称・所在地に、以下の中国北部の地名が含まれる場合
①吉林省（Jiling）、②遼寧省（Liaoning）、③黒竜江省（Heilong Jian）

以上